松戸市公共施設再編整備基本計画進捗管理等支援業務委託 仕様書

1. 名称

松戸市公共施設再編整備基本計画進捗管理等支援業務委託

2. 業務の目的

本業務は、松戸市公共施設再編整備基本計画(以下、「基本計画」という。)で対象とする410施設について、中長期的な視点に立った計画的かつ戦略的な再編整備を推進するため、基本計画に基づき作成する個別施設計画や公共施設カルテの策定支援、並びに将来の財政負担に配慮した効果的かつ効率的な再編整備手法、モデル事業、及び基本計画の進捗管理手法の検討等を行うことで、公共施設再編整備を円滑に推進することを目的とする。

3. 業務期間

契約締結日の翌日から平成34年3月31日まで

4. 業務内容

各年度の想定される業務は下記のとおりである。なお、提案にあたっては、基本計画を熟読し、基本計画に沿ったものとすること。

4-1 平成 31 年度業務

(1) 基本計画に基づく進捗管理方法の検討

基本計画に基づいて個別施設計画への展開を図るにあたり、基本計画を進捗管理するためのチェックシートの作成など、PDCAサイクルに基づいた進捗管理手法について検討する。また、基本計画の見直しに進捗管理結果を反映していくものとする。

(2) 個別施設計画の策定支援

基本計画に基づいて各所管課が作成する施設類型別や施設ごとの個別施設計画について、国や諮問機関等による手引きや指針等の最新の情報に留意しつつ、横断的かつ効率的な進捗管理を図るために、公共建築物で統一的な個別施設計画を策定するための項目案や様式案の作成を行う。

加えて、各所管課が作成する個別施設計画について、計画的かつ戦略的な再編整備を推進する観点から、留意事項の整理や助言を行う。

(3) 施設評価指標等の検討

平成30年度までに作成した対象施設に係る施設カルテをもとに、「建物性能」「施設機能」「財務」の3つの視点から定量的な基礎評価を行うための評価項目、評価指標の検討を行う。

また、基礎評価を基に、地域性や政策上の課題等、数値化が難しい定性的な要素等を評価する総合評価の基準や考え方について検討を行う。

(4) 公共施設カルテの整理等

4-1 (3) 施設評価指標等の検討結果を踏まえ、既存公共施設カルテに追加項目等が生じた際は、施設カルテの追加整理を行うとともに、公共施設カルテが作成されていない施設について公共施設カルテの作成を行う。

(5) 再編プランの実現化に向けたモデル事業の検討 (PPP/PFI 戦略の検討)

- ① 基本計画における公共施設の再編整備に係る短期・中期の方向性や取り組み内容の中で、事業推進上の優先度が高く、早期の事業化が期待される個別事業について、想定される事業内容や先進事例の整理、民間活力の導入により期待される効果、概算事業費の試算など、民間事業者を活用した事業手法の概略検討を行う。
- ② 短期的に実行性の高いプランとして、先導的に取り組むべきモデル事業となり得るアクションプランの提案を行うとともに、事業スキーム並びに概算事業費、事業推進上のメリット・デメリットを示すなど、事業化に向けた基礎的な検討作業を行う。

(6) その他検討業務の運営支援

① 公共施設再編整備推進審議会の運営支援

上記審議会の運営について、会議の進行に必要な資料作成や議事録作成などの支援を行う。(会議は3回の開催を見込む。)

② 市民への周知、啓発活動の支援

公共施設の再編は将来に向けたまちづくりの礎であるという認識を市民と共有すべく、シンポジウムとワークショップの企画等の提案を行うとともに、運営支援を行う。(開催結果報告書の作成を含む。)

概要	市民参画ワークショップの開催に係る企画・運営支援
日程	各地域1回程度
開催場所	モデル地域(新松戸・東松戸・小金原)

概要	シンポジウム開催に係る企画・運営支援
日程	各地域1回程度
開催場所	モデル地域(新松戸・東松戸・小金原)

4-2 平成 32 度業務

(1) 基本計画に基づく進捗管理方法の検証

平成 31 年度の検討結果を踏まえて、チェックシートの内容確認、進捗管理手順の改善に向けた助言や留意事項の整理を行う。

(2) 個別施設計画の策定支援及びマッチング支援

各所管課が施設類型別や施設ごとに作成した個別施設計画(案)の内容確認を行い、基本計画と

の整合確認や留意事項の整理、助言を行うとともに施設評価結果を踏まえて、集約化・複合化や民間活用等の効果的かつ効率的な再編整備手法の検討を行う。

(3) 施設評価結果の整理等

施設評価に基づき、今後の施設整備や活用について大まかな方向性の検討を行うとともに、評価結果について、施設分類別で地域間や施設間の比較・検討を行う。

- (4) 再編プランの実現化に向けたモデル事業の検討 (PPP/PFI 戦略の検討)
 - ① 市が指定する個別事業について、民間活力の導入の可能性や想定される事業内容、先進事例の 整理、民間活力導入により期待される効果、概算事業費の試算など、民間事業者を活用した事業 手法の概略検討を行う。
 - ② 短期的に実行性の高いプランとして、先導的に取り組むべきモデル事業となり得るアクションプランの提案を行うとともに、事業スキーム並びに概算事業費、事業推進上のメリット・デメリットを示すなど、事業化に向けた基礎的な検討作業を行う。

(5) その他検討業務の運営支援

① 公共施設再編整備推進審議会の運営支援 公共施設再編整備推進審議会の進行に必要な資料作成や議事録作成などの支援を行う。(会議は3~4回の開催を見込む。)

② 市民への周知、啓発活動の支援

公共施設の再編は将来に向けたまちづくりの礎であるという認識を市民と共有すべく、シンポジウムとワークショップの企画等の提案を行うとともに、運営支援を行う。(開催結果報告書の作成を含む。)

概要	市民参画ワークショップの開催に係る企画・運営支援
日程	各地域1回程度
開催場所	モデル地域(新松戸・東松戸・小金原)

概要	シンポジウム開催に係る企画・運営支援
日程	各地域1回程度
開催場所	モデル地域(新松戸・東松戸・小金原)

4-3 平成 33 度業務

(1) 基本計画に基づく進捗管理方法の検証

平成 32 年度の検討結果を踏まえて、チェックシートの内容確認、進捗管理手順の改善に向けた助言や留意事項の整理を行う。

(2) 個別施設計画の策定支援及びマッチング支援

各所管課が施設類型別や施設ごとに作成した個別施設計画(案)の内容確認を行い、基本計画との整合確認や留意事項の整理、助言を行うとともに、施設評価結果を踏まえて、集約化・複合化や民間活用等の効果的かつ効率的な再編整備手法の検討を行う。

(3) 施設評価結果の整理等

施設評価に基づき、今後の施設整備や活用について大まかな方向性の検討を行うとともに、評価 結果について施設分類別で地域間や施設間の比較・検討を行う。

(4) 再編プランの実現化に向けたモデル事業の検討 (PPP/PFI 戦略の検討)

- ① 市が指定する個別事業について、民間活力の導入の可能性や想定される事業内容、先進事例の 整理、民間活力導入により期待される効果、概算事業費の試算など、民間事業者を活用した事業 手法の概略検討を行う。
- ② 短期的に実行性の高いプランとして、先導的に取り組むべきモデル事業となり得るアクションプランの提案を行うとともに、事業スキーム並びに概算事業費、事業推進上のメリット・デメリットを示すなど、事業化に向けた基礎的な検討作業を行う。

(5) その他検討業務の運営支援

①公共施設再編整備推進審議会の運営支援

公共施設再編整備推進審議会の進行に必要な資料作成や議事録作成などの支援を行う。(会議は 3~4回の開催を見込む。)

②市民への周知、啓発活動の支援

公共施設の再編は将来に向けたまちづくりの礎であるという認識を市民と共有すべく、シンポジウムとワークショップの企画等の提案を行うとともに、運営支援を行う。(開催結果報告書の作成を含む。)

概要	市民参画ワークショップの開催に係る企画・運営支援
日程	各地域1回程度
開催場所	モデル地域(新松戸・東松戸・小金原)

概要	シンポジウム開催に係る企画・運営支援
日程	各地域1回程度
開催場所	モデル地域(新松戸・東松戸・小金原)

5. 作業実施体制

本業務の作業実施体制を提示し、本市の承諾を得ること。

6. 機密保持等

(1) 秘密の保持

受託者は、本業務遂行中に知り得た事項について、本市の承諾なしに他に漏らしてはならない。また、本業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(2) 個人情報及び行政情報の保護

「松戸市個人情報保護条例」及び「松戸市情報セキュリティポリシー」を遵守すること。

7. 成果品

本業務に伴う成果品については下記のとおりとする。なお、この内容及び提出時期については、 その都度協議の上決定する。また、下記成果品には業務目的を達成するために必要な成果品を提案 すること。

(1) 業務報告書

報告書はMicrosoft Word 又はMicrosoft Excel を基本として作成し(その他市担当者の 了承を得たファイル形式)、正本、副本各1部、電子媒体(CD等)にて1部提出すること。な お、電子媒体のファイル形式は、本市にて編集可能なものと PDF 形式で提出すること。

(2) 帰属

成果品及び作業工程における個人情報を含む書類等に対する一切の権利は、本市に帰属する。また、これら成果品等の第三者への提供や内容の転載については、本市の承諾を必要とする。

8. 特記事項

- (1) 業務の確実な履行が得られないと本市が判断したときは、受託者は本市の求めに応じ、速やかに改善の措置を講じること。
- (2) 本仕様書に定めない事項、本仕様書に定める業務の実施にあたって本仕様書の解釈に疑義が生じたときは、受託者は遅滞なく本市と協議すること。
- (3) 受託者は、本業務の一部を第三者に委任し、請け負わせようとする場合は、あらかじめ本市と協議し了解を得たうえ、書面により協力者との関係を明確にしておくとともに、適切な指導及び管理のもと業務を実施すること。